

別紙 1

審査基準

評価項目	評価基準	配点
1 事業内容及び実施方法		60 / 100
・事業の目的・趣旨との整合性	・事業の目的及び趣旨との整合性が取れているか。	10
・事業内容の妥当性	・県の物産振興事業として妥当な内容であるか。 ・業務内容及び業務量に応じた費用積算となっているか。	15
・実施方法の妥当性	・実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。 ・より多くの事業者の参加が見込まれる実施方法となっているか。	15
・独創性・創意工夫の有無	・商談が円滑にできるよう工夫された内容となっているか。 ・独創性のある内容となっているか。	15
・フォローアップの内容	・参加した事業者が今後の取組に活かせるよう効果的なフォローアップ内容となっているか。	5
2 事業実施主体の適格性		40 / 100
・実施体制の適格性	・事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・手法、日程等に無理がないか。 ・県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
・知見、専門性等の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	15
・実績の有無	・過去の官公庁との契約実績はどの程度のものか。 ・当該事業と同様の事業の過去の契約実績はどの程度のものか。	10
・経理処理能力の適格性	・事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。	5

審査員 4 人の総計 400 点中、201 点を最低ラインの目安とし、これを下回る場合は審査員間で協議する。